

健指第846号

令和3年6月1日

各市町村介護保険担当課長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数
緩和要件の取扱いについて (通知)

このことについては、令和3年3月19日付け健指第3091号で通知したところですが、現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、緩和要件の取扱いを下記のとおり変更しますので、所管する認知症対応型共同生活介護事業所への周知等、必要な事務手続きを行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「過去に外部評価を5年間継続して実施していること」について(実施要領第3条(1)ア)

【変更前】

感染症対策のため、事業所訪問等を延期したことで外部評価が令和2年度中に完了できず、令和3年度完了になってしまった場合につきましても、令和3年5月末までに完了した場合については、令和2年に度実施したものとします。(以下略)

【変更後】

感染症対策のため、(中略) 令和3年7月末頃までに完了した場合については、令和2年度に実施したものとします。(以下略)